

# 郷土室だより

しう。

期以来、ほとんど増えていないといえるで

平成6年8月31日

編集・発行

東京都中央区立 京橋図書館

東京都中央区築地1-1-1

電話 3543-9025

刊行物登録番号 06-060

## 中央区の“みち”

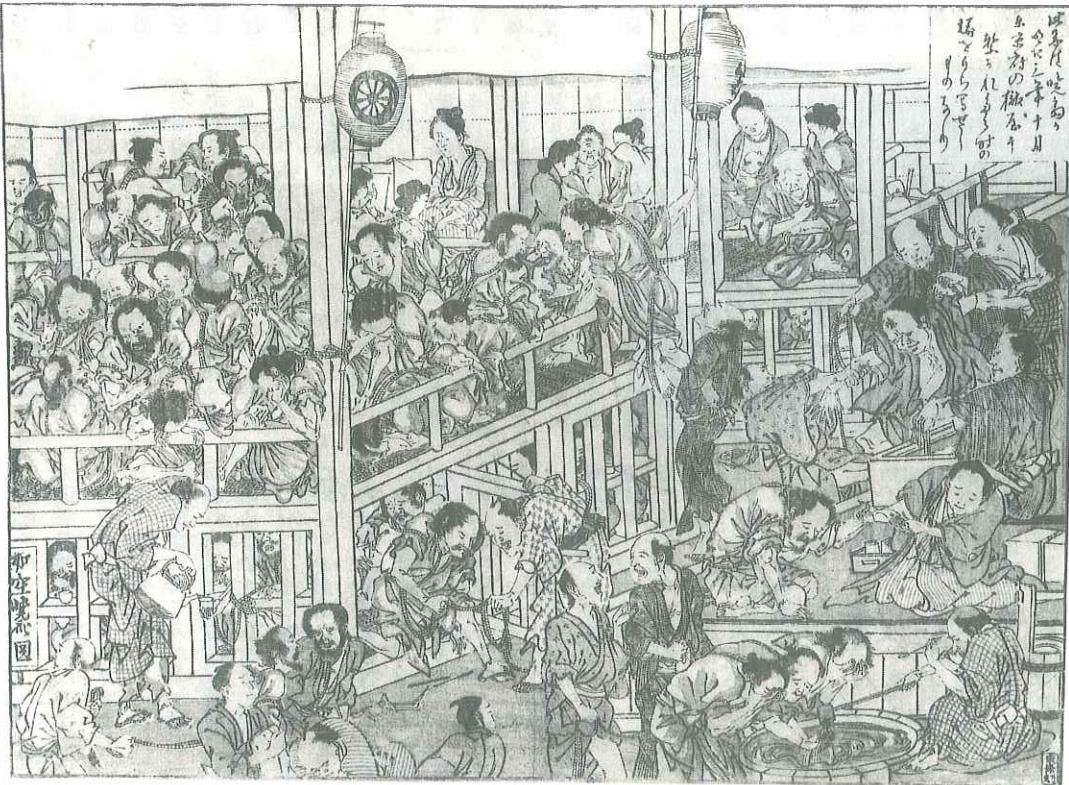
### (その7)

#### ◇特集「大番屋」

この“みち”シリーズの(その4-80号)のなかの「路上の検察・裁判所」の項で、江戸時代の道路上の施設のうちの自身番・大番屋・中番屋について説明しました。

そして江戸研究の大先達だった三田村鶴魚(一八七〇-一九五二)でさえ、自身番はとにかくとして大番屋・中番屋の具体的な事柄については、あまりよく知らなかつた(書かなかつた?)ことも紹介しました。

鶴魚翁が亡くなつてから四十二年もたつた現在、おとろえを知らぬような“江戸ブーム”が続きます。この号に関連した事柄でいえばテレビは毎晩のように町奉行やその配下の与力・同心・岡つ引などが犯罪都市江戸を舞台に活躍しています。そうした状況の中でも、現在の検察庁と簡易裁判所と容疑者収容施設の役割を兼ねたような大番屋の存在などは、全く無視されたままです。こと江戸期の法制度の実態に関する情報は、鶴魚翁が精力的に活躍された昭和初期以来、ほとんど増えていないといえるで



明治三年暁斎氏東京府の獄屋に繋がるるの図（河鍋暁斎記念美術館より借用）

◆河鍋曉齋展

しかし全く思いがけなく、この大番屋の様子を描いた絵を見る機会がありました。それは平成六年の四月十二日から五月十五日まで、両国の大江戸東京博物館で開かれた「河鍋暎斎と江戸東京」展に出品された「明治三年　曉斎氏東京府の獄屋に繫がるるの図」によつてでした（表紙参照）。

瞬間に鉗く捕えて、それらを絵画化する天才ともいえる河鍋曉斎の偉大な画業について、この『郷土室だより』という場で言及することは、適当ではないと考えますので、遠慮します。

しかし直感的にはロンドンの大英博物館で開催された「画鬼・河鍋曉斎の芸術」展の好評をそのまま、東京で凱旋公開の形でわたしたちの眼に前にくりひろげられたこの展覧会の展示品の中に、長年謎に包まれた中央区内にあつた大番屋の絵が見られたりとび」と、より一層の調査意欲をかき立てられました。

この淡彩の版画の説明はつきのようなものでした（同展の図録の資料番号24の説明も同文）。

「一八七〇年（明治三）、曉齋（当時狂齋）は筆禍事件を起し、大番屋（現在の留置場にあたる）に入れられた。詳細に描かれたこの図は、いまだに不明確な部分の多い大番屋の実態を伝える貴重な資料である。上方で眉間に皺を寄せ、役人に抱えられている人物は、額の「曉から曉齋自身であることがわからる。」

た、不忍弁天の境内にある長脛亭の書画会で描いた諷刺戯画が問題視され逮捕、投獄される。牢内で重い皮膚病にかかり、一時釈放されるが、再入牢。明治四年一月三十日

◇獄屋の様子

この絵に描かれた情景については、  
まずこの版画の中の文字を読んでみ  
ますと、右上の枠の中には  
「此図は曉齋が明治三年十月  
東京府の獄屋に繋れたる時の様  
を自ら写せしものなり」

とあって、その下の右端には小さく（東條刻）とあります。

「如空曉齋図」と見えます。

なぜ天才画家河鍋曉斎が絵に見る  
ような「獄屋」につながれたのかと

いいますと、同じ図録にある「年譜」には、つぎのような事情を記録して

明治三年十月六日

「俳諧師・其角堂雨雀が主催し

た、不忍弁天の境内にある長配亭の書画会で描いた諷刺戯画が問題視され逮捕、投獄される。牢内で重い皮膚病にかかり、一時釈放されるが、再入牢。明治四年一月三十日答五十の刑を受けて放免。

(中略)〔引用者〕前年の事件以後、号を「狂齋」から「曉齋」と改める。

とあります。

描かれた獄屋の様子を、現代風に描写しますと、小規模の体育館のような空間を幾つかに仕切ってあります。左側の仕切りは人物と格子の大きさからいって、高張提灯がくくりつけられている二本の柱の間が約一間半、それが左の方に四、五間つづく仕切りがあります。

そしてこの仕切りは「高床式」といっても、高さは三と四尺で絵で見るように牢屋づくりの格子がはまつています。その犬小屋のような床下に水色の顔をした収容者がギッシリとつめ込まれています。

「高床」の上には「縄つき」の人々が縄尻を柱や手すりにつながれています。その縄つきのまま、「高床」にの繩袴の医者が、収容中の病人の脈を取っています。

そのさらに手前の土間ではキセル片手に収容者に洗面の水を注いでいる人物もいます。

三人の顔を洗っている人物の腰紐の縄尻をとりながら、談笑しているのは多分岡引の子分の下つ引と呼ばれた人々だつたのでしょう。

以上を改めて整理しますと、1男2女同房だったこと、しかし座る場所は別。2縄つきのまま、「高床」につながれる者。3縄つきで格子のついた床下に入れられる者の三種類の

収容者がいたこと。

曉齋はこの収容者と係員を区別するため、収容者の頭や顔を水色に塗っています。

もう一つの区別は、これもすでに81号の「髪結床」の項でも述べたとおり、「月代」を剃っているのが係員、剃らずにボウボウ頭でいるのが収容者と、當時としては当然のことながら非常に明確な区別をしています。

その後に薬罐と火箸が見えますから、多分、女性コーナーや病人たちの世話係だったように思えます。その後に薬罐と火箸が見えますから、多分、女性コーナーや病人たちの世話係だったように思えます。

馬町の牢」とは全く別の施設でした。

#### ◇明治初年の獄屋事情

伝馬町の牢は石出帶刀家の世襲の牢屋敷で、囚獄とも呼ばれた幕府の施設であることは、あまりにもよく知られた事柄です。そしてその組織・構造・行刑上の運営なども、多くの史料が残されています。

ところが先に紹介した図録のこの絵の解説では、いきなり「大番屋（現在の留置場）」とあります。が、絵の標題である「獄屋」が何の説明もなく「大番屋」として扱われてい

る点が不審です。

もつとも曉齋は明治三年頃から生涯にわたって「毎日絵日記を書き続け」ていますし、その自伝ともいるべき『曉齋画談』にはこの「獄屋」は、江戸期から続く「大番屋」そのものとして記録されているのかも知れません。

私としますと、その場合の大番屋は80号で紹介したように「三四の番屋」だったのか、「南茅場町」のだつたのかと、興味はつきません。それよりも81号の「犯罪のいちはば」の項のような見方でこの絵をみると、南北町奉行所与力の共同調査報告である「風聞書」のような事柄が、明治三四年にかけてもまだ濃く残っていたとも考えられます。



さらに明治四年八月に改定した図『明治四年 東京大絵図』で見ても見当りません。

それでは当時の官制ではどうなつてているかを『東京府史』（行政編第一巻）でみますと、83号の「裁判所の誕生」の項に続く記事が大分目に入りました。

すでにみたように南北町奉行所が市政裁判所と改称され、やがて東京みましたが、これは「官板」を絵図面御用の東京馬喰町四丁目の吉田文三郎が刊行した大型図ですが、さきに述べた小伝馬町の囚獄は江戸図以来成されていったのですが、明治二年七月二十一日には旧市政裁判所の機能は訟獄局と改められ、その部局は

受付の意味でしようし、断獄とは罪を裁断するといった意味です。囚獄とは牢屋のこと、徒刑場は『鬼平犯科帳』でおなじみの石川島の人足寄場のことですし、捕亡係とは旧同心配下の目明し・岡っ引などの人々が官員になつて働いている姿を偲ばせるもので。

そして明治二年十一月八日には、囚獄つまり小伝馬町の牢屋と浅草と品川にあつた「溜」と、人足寄場の四つの施設は東京府から刑部省に移管されています。

また明治三年五月二十五日には、それまでの東京府の訟獄局は聽訟局・断獄局の二局制に改められ、現在でいえば警察ないし検察機能と裁判機能が分離されました。

その翌年の六月四日には断獄局に属した捕亡手を廃止して、盜賊の捕亡は市中取締役の一手に任すことになりました。したがつて盜賊以外の犯罪者に対する捕亡手は依然、断獄局員とし存在していたのかもしれません、この辺の事情はあまりよくわかりません。

#### ◇筆禍事件で獄屋入り

聽訟とは訴訟を聞く、つまり訴訟

すでに見たように当時の狂齋（四

〇才）は、不忍弁天境内の料亭での

ったことでしょう。

書画会で、明治維新政府に批判的な  
絵を描いたことから、東京府断獄局  
配下の捕亡に検挙されて獄屋（大番  
屋）に収容されたことになります。

ところが図録の年表でみると「重  
い皮膚病」で一時釈放されて、再入  
牢して翌年一月末に釈放されていま  
すから、皮膚病で一時外に出た時期  
を入れても、全期間は四か月足らず  
の獄屋入りでした。

曉斎の絵から推察できるように、  
かなり不衛生な施設ですから、伝染  
病の皮膚病はじめ病気が渦巻いてい  
たことでしょう。

それはとにかくとして犯罪の「い  
ちば」としての大番屋の情景の中か  
ら、収容者の毎日の飲食から、洗面  
・便所などの生活をはじめ、曉斎の  
例のように病氣による一時外出や一  
時出所まであつたわけですから、そ  
の裏にはマイナイヤ心づけ、そして  
係員のユスリ・タカリが、これまた  
渦巻いていたことでしょう。

書画会などで稼げる曉斎の場合な  
どは、自画像的に描かれている光景  
を見るだけでも、心身共に随分痛め  
つけられたことが察せられます。  
そうした情況は牢屋の本場である  
小伝馬町の囚獄の場合と大差がなか

可を得るようとにという答えでした。

### 郷土資料室からのお知らせ

結局、一月三十日に笞五十——江  
戸期の表現でいえば「五十叩き」で  
放免になつたのですが、当局側とし  
ては、曉斎の「犯罪」は大したもの  
とは認めなかつた結果だともいえま  
す。

またもや前後してしまうので恐縮

なのですが、この辺の事情も83号の  
「道路清掃」の項のところで、「違  
式詫違条例」とその処分にふれまし  
たが、曉斎自身が「東京府の獄屋」  
といつてゐる以上、その処分は警視  
庁出張所ではなく東京の各大区の屯  
所（この場合は第一大区の旧大番屋  
か？）で、笞刑を受けたのですから  
「詫違」条例を適用——つまり現在  
の「軽犯罪防止法」の罰程度の処分

重松一義氏執筆の「江戸大番屋戯画  
『曉斎』36号（一九八八年九月）」の  
解題——河鍋曉斎受難の背景と番屋の  
実態」という記事のコピーも送つて  
いただきました。

日本橋にふさわしい絵を求めて、  
夢にまで見る始末でした。——そん  
な作業も重なつて『郷土室だより』  
の発行が、大変遅れてしましました。

この場を借りてお礼を申し上げます。

はじめこの号の表紙の絵を、展覧  
会の図録から引用の許可を得ようと  
思ひ、まず江戸東京博物館に連絡を  
しました。ところが図録の図版使用  
については河鍋曉斎記念美術館の許

平成5年度に編集した『中央区沿  
革図集』「月島篇」が発行されて、  
一息つくひまもなく「日本橋篇」の  
編集作業に追われています。

何といつても近世江戸以来の四百  
年間、この大都市の中心をなしてき  
た日本橋地区です。この日本一の場  
所にふさわしい図版を選ぶのに、ず  
い分苦労しました。組み立ててはコ  
ワシ、コワシでは組み立てる作業が  
続きました。

日本橋にふさわしい絵を求めて、

夢にまで見る始末でした。——そん

な作業も重なつて『郷土室だより』

の発行が、大変遅れてしましました。

こんどの記事は平成6年度に入つて

すぐの四月十一日の江戸東京博物館

で見た河鍋曉斎の「大番屋」の絵か

ら受けた、驚きをとりとめた、い

わば特集号的なものです。次号から

はまたもとのスタイルで発行を続け

ますのでよろしくおねがいいたしま

す。

### ○おわりに

はじめこの号の表紙の絵を、展覧  
会の図録から引用の許可を得ようと  
思ひ、まず江戸東京博物館に連絡を  
しました。ところが図録の図版使用  
については河鍋曉斎記念美術館の許

可を得るようとにという答えでした。  
そこで直接、同記念美術館にお願  
いしたところ、館長の河鍋楠美先生が  
美術館所蔵の絵は「狂」であること  
や、引用はそのどちらにするのかと  
いう、まことにご親切なご指示を受  
けました。結局、図録と同じ「曉」  
の字の方をお借りしたのが本号の表  
紙を飾った絵であります。

また、その図と同時に研究雑誌  
「重松一義氏執筆の『江戸大番屋戯画  
『曉斎』36号（一九八八年九月）』の  
解題——河鍋曉斎受難の背景と番屋の  
実態」という記事のコピーも送つて  
いただきました。

日本橋にふさわしい絵を求めて、

夢にまで見る始末でした。——そん

な作業も重なつて『郷土室だより』

の発行が、大変遅れてしましました。

こんどの記事は平成6年度に入つて

すぐの四月十一日の江戸東京博物館

で見た河鍋曉斎の「大番屋」の絵か

ら受けた、驚きをとりとめた、い

わば特集号的なものです。次号から

はまたもとのスタイルで発行を続け

ますのでよろしくおねがいいたしま

す。